

第6章 公園緑地等の管理・運営方針

少子高齢化や人口減少社会が進行していく中で、公園施設の老朽化への対応や、誰もが親しみやすい公園緑地づくりなどが課題となっています。

公園樹木や街路樹については、巨木化・支障木化・危険木化への対応が急務となっており、今後は公園緑地とそこに立地する施設や樹木、街路樹などの植生を大切なみどりのインフラとして、将来を見据えて守り、育み、活用していく必要があります。

そのため、以下に掲げる6つの方針のもと、具体的な管理のあり方や手段、方法、数量などを示す関連計画や指針に基づき、公園や公園施設、公園樹木、街路樹の適正管理に計画的に取り組めます。

1 公園緑地の適正管理

公園緑地は、都市のオープンスペースとして、地域の交流や子どもの遊び場、市民や観光客の憩いの場など、多様な活動の場として機能しています。

公園緑地が将来にわたって安心して利活用されるよう、市民ニーズを把握するなどし、地域の実状や状況を踏まえた公園施設の見直しや計画的な修繕・更新を行い、安全で親しみやすい公園緑地の保全に努めます。



子どもたちで賑わう緑ヶ丘公園内の
児童遊園の様子 ▶



2 公園樹木及び街路樹の適正管理

公園樹木及び街路樹は、市民に潤いや安らぎをもたらす重要な役割を担う一方、年数の経過とともに巨木化や老木化が進んでいる樹木が増加し、隣地への越境や腐食による倒木などが増えてきています。

このため、巨木化する樹木が多い近隣公園以上の公園や緑地のほか、通学路に隣接する公園など市民生活への影響が大きい箇所を重点的に巡回点検・調査し、計画的に剪定や伐採を行うなど、予防保全による適切な管理に努めます。

街路樹については、植栽から概ね40年を経過した樹木を対象に樹木診断を行い、危険度の高い樹木から順次伐採するなど、予防保全による適切な管理に努め、市民の安全を確保するとともに良好な道路環境を維持します。



街路樹の剪定作業の様子 ▶

3 市民と力を合わせた保全・管理・運営

公園緑地は、市民が日常的に関わる身近な施設であるため、利用者や地域団体などの関係者・団体と協力して保全・管理・運営を行うことにより、より地域に親しまれるオープンスペースとなることが期待されることから、管理等の担い手への支援を行います。

また、公園緑地や街路樹、植樹ますが持つ様々な役割や機能について、市民理解の促進に取り組みます。

4 民間活力を活かした保全・管理・運営

施設の老朽化や市民要望の多様化に伴い、公園遊具などの維持・補修に要する費用は増加傾向にあり、財源的制約等がある中であって適切な保全・管理・運営をすすめていくことがますます重要となっています。

そのため、指定管理者制度など民間活力の導入による、効率的で効果的な保全・管理・運営を行います。



5 植物などの特性や野生生物の生息環境に配慮した保全・管理・運営

公園緑地は、都市における草地や樹林など多様な環境を保全・創出することで、様々な生きものを育み、自然との共生を保つ役割も担っています。

多様な生きものの生息環境が保たれるよう、みどりのインフラが持つ動植物の生息や移動の場としての機能に配慮するなどし、みどりの特性に応じた保全・管理・運営をすすめます。

6 保全・管理のための財源

法令等に基づく公園での行為許可のほか、設置管理許可制度の利用を促進するなど公園緑地の多様な利活用をはかり、得られた使用料や占用料をみどりのインフラの保全・管理に充てるほか、帯広の森をはじめとした公園の樹木や街路樹の剪定・伐採により生じるみどり資源を建材用やチップ用等として売却し、得られた収入をみどりのインフラの保全・管理に充て、みどり資源の地域内循環に取り組みます。

また、自然災害に対する倒木処理や社会環境の変化などに対応するための公園施設の更新など、みどりのインフラの予防保全や事後保全については、多額の費用を要し、自治体単独で取り組むことが困難な構造的課題を有しています。そのため、国などに対し、自治体に取り組みをすすめていく上で底支えとなる財政的支援が必要であることを要請し、市民生活の安全確保や社会環境への的確な対応につなげます。